川崎市建設副産物取扱基準

1 建設発生土

- (1) 浮島中継ヤードへの建設発生土の受入基準は、次のとおりとする。
 - ア 有害物質(「川崎市中継ヤード建設発生土に係る検定試験実施要領」に定める項 目及び基準値を超える物質をいう。以下同じ。)を含まないこと。
 - イ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の「廃棄物」に該当するものを含まないこと。
- (2) 浮島中継ヤードへ搬入で、河川、建築物跡地、工場用地、工場跡地等から発生する建設発生土及び、1件工事で1,000 m³以上発生する建設発生土並びに、建設発生土の発生面積の規模が2,500 m³以上の工事から発生する建設発生土については、別に定める「川崎市中継ヤード建設発生土に係る検定試験実施要領」に基づき、事前に「検定試験表」を提出すること。受入基準を超えた項目がある場合は、その建設発生土を受け入れないものとする。

なお、設計変更等により 1,000 m³又は 2,500 m³を超えることが明らかになったときは、変更申込書とともに「検定試験表」を提出しなければならない。

- (3) 浮島中継ヤードへの搬入建設発生土で、川崎市との協定締結先である建設発生土の最終受入地の受入基準が別途定められている場合は、その基準を本市受入基準に加算するものとする。
- (4) 建設緑政局は浮島中継ヤードにおいて、建設発生土搬入量 10,000 m³ ごとに「川崎市中継ヤード建設発生土に係る検定試験実施要領」第3条の試験項目について検定試験を実施する。
- (5) 浮島処分地、広域利用センター受入地への建設発生土の受入基準はそれぞれの処分地で定める基準によるものとする。
- 2 十質改良を行う建設発生土
 - (1) 横浜市環境創造局改良土プラントへ搬入する土質改良を行う建設発生土の受入基準は、横浜改良土センター株式会社が定める施設利用要領のとおりとする。
- 3 特定建設資材廃棄物及び路盤廃材
 - (1) 指定工場への特定建設資材廃棄物及び路盤廃材の搬入規格は、最大50 c m以下に

小割りしたものとする。

(2) 指定工場へ搬入する特定建設資材廃棄物及び路盤廃材への鋼材等異物の混入はないものとする。

附則

- 1 この基準は、平成11年4月1日から適用する。
- 2 この基準適用日において、債務負担工事及び繰越工事は、従前の基準による。
- 3 川崎市指定処分地建設発生土受入基準は廃止する。

附則

1 この基準は、平成13年4月1日から適用する。 附 則

1 この基準は、平成16年4月1日から適用する。 附 則

この基準は、平成19年4月1日から適用する。 附 則

この基準は、平成20年4月1日から適用する。 附 則

この基準は、平成22年4月1日から適用する。 附 則

この基準は、平成29年8月1日から適用する。